

アクションプランに基づく地方自治体とハローワークの 一体的実施に向けた提案書

2014年（平成26年）2月28日
藤 沢 市

1 提案の概要

藤沢市福祉事務所に、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、生活保護受給者、児童扶養手当受給者、住宅支援給付受給者、生活保護相談・申請段階の者等（以下「生活保護受給者等」という。）、広く生活困窮者を対象として、福祉事務所のケースワーカー及び就労支援相談員がハローワークと連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

2 提案理由

平成20年に起きたリーマンショック以降、本市においては生活保護受給世帯が平成21年度当初は2,566世帯だったものが、平成22年度当初には2,962世帯となり15.4%の急増となった。中でも就労可能な者を含む「その他」世帯は383世帯から569世帯、48.6%の増となっている。その後も多少緩やかになってはいるものの生活保護受給世帯数は増加しており、平成25年度当初には全体で3,653世帯、「その他」世帯は717世帯となっている。

本市としては、就労支援相談員を配置し、ケースワーカーと連携した就労支援を行い、生活保護受給者等就労自立促進事業によりハローワークとの連携をさらに深めて支援に取り組み、一定の成果をあげているが、今後、より一層の充実が求められているところである。

また、平成27年度施行の「生活困窮者自立支援法」にも対応していく必要があり、これまで以上に福祉事務所とハローワークが連携した就労支援を実現するため、アクションプランに基づく一体的実施の提案を行うものである。

3 提案内容

(1) 支援対象者

就労可能と判断される生活保護受給者等

(2) 設置場所

藤沢市福祉事務所内（藤沢市役所新館4階生活援護課内）

(3) 実施内容

本市が行う生活保護受給者等に対する自立のための就労支援業務と、ハローワークが行う無料職業紹介等を一体的に実施する。

具体的には、ハローワークは、設置する窓口に職員を配置し、福祉事務所から誘導を受けた支援対象者に対して、職業相談・職業紹介を実施する。

福祉事務所は、生活援護課において生活保護に関する業務に加え、就労支援相談員を配置し、ケースワーカーとともに支援対象者に対し、職業相談・職業紹介のため、福祉事務所内に設置されたハローワークの窓口を積極的に活用する。

以 上